

保育所等エアロゾル感染対策強化事業 Q&A

区分	No.	質問	回答
1.事業概要	101	支援事業の目的は何ですか。	感染力が高く、エアロゾル感染が疑われるBA.5の感染拡大にあっても、施設等が利用者に適切なサービスの継続が可能となる体制の推進を図ることです。
2.対象施設	201	対象とされていない施設への対象拡大予定はありますか。	現時点では予定していません。
3.対象機器	301	どのような経費が支援金の対象ですか。	以下の機器購入経費が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ・空気清浄機(HEPAフィルタ付きのもの又はそれと同等のものに限る) ・サーキュレータ ・二酸化炭素濃度測定器 ・換気扇(換気量が向上するもの) ・扇風機 ・その他換気機能を有する機器 上記機器等を取り付けるために必要な費用を含みます。
3.対象機器	302	いつから実施した機器購入が対象ですか。また、いつまでに実施した機器購入が対象ですか。	令和4年7月1日以降、令和4年9月30日までの間に発注した機器購入が対象です。
3.対象機器	303	品薄で11月末までには対象機器等が納品されないと聞かれました。12月以降の納品になっても対象となりますか。	9月末までに発注し、11月末までに納品されたものが対象です。品薄などの特別な事情がある場合は12月末までに納品されたものも対象となります。支払は申請時点までに済んでいれば対象となります。
3.対象機器	304	なぜHEPAフィルタ搭載である必要があるのですか。	HEPAフィルタはJIS企画で0.3 μ mの粒子に対して99.97%以上の捕集ができるエア フィルタとされており、厚生労働省において推奨されています。
3.対象機器	305	HEPAフィルタより機能が上とされるULPAフィルタ、TPAフィルタは対象となりますか。	HEPAフィルタと機能が同等以上であることがカタログ等で確認できれば対象となります。
3.対象機器	306	二酸化炭素濃度測定器の機能・能力に基準はありますか。	室内の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し換気を実施できるよう、二酸化炭素濃度の値を測定できるものが対象です。
3.対象機器	307	空気清浄機の性能要件を確認できる書類は、どのような書類を提出すればよいですか。	空気清浄機のカタログ等を提出してください。HEPAフィルタ(またはそれと同等のもの)によるろ過式であることと、風量が毎分5 m^3 以上であることを確認する必要があります。
3.対象機器	308	空気清浄機の風量について、モードによっては風量条件を満たさないのでありますが、いずれかのモードで満たしていればよいですか。 (例)静音モード 3.0 m^3 /分、中 5.5 m^3 /分、強 8 m^3 /分	いずれかのモードで満たしていればよいです。

保育所等エアロゾル感染対策強化事業 Q&A

区分	No.	質問	回答
3.対象機器	309	「既存の換気扇を更新する場合にあっては、更新前より更新後の換気量が向上していることが確認できる書類」とありますが、具体的にはどのような書類ですか。	換気扇のカタログなど、換気風量(m ³ /h)が確認できる書類を提出してください。更新前と更新後のそれぞれについて、書類が必要です。
3.対象機器	310	加湿器は対象となりますか。	加湿器は対象外です。
3.対象機器	311	補助上限額の範囲内で、対象機器購入数の制限はありますか。	機器数の上限はありません。
3.対象機器	312	その他換気機能を有する機器について、申請前の協議の方法を教えてください。	申請前に施設の所管課に協議してください。様式はホームページ等でお知らせします。
4.対象経費	401	助成額に消費税は含まれますか。	消費税及び地方消費税が含まれます。
4.対象経費	402	対象機器の賃貸やリースに要した経費は対象となりますか。	対象となりません。
4.対象経費	403	使用していた機器の修理代は対象ですか。	対象となりません。
4.対象経費	404	これまで使用していた機器の廃棄費用は対象ですか。	対象となりません。
4.対象経費	405	配送費・取付費などは対象ですか。	対象です。対象となる機器等の購入・設置のために要した配送や取り付けであることが分かる領収書(レシート)の添付をお願いします。
4.対象経費	406	対象機器を設置するためにコンセントを増設する必要があります。コンセント等の設置費用は補助の対象になりますか。	施設等の改造となるコンセントの設置や延長コード等は補助対象外です。
5.補助額	501	共有スペースは、具体的にどのような部屋が該当しますか。	保育室、遊戯室、保健室、図書室などが該当します。玄関、廊下など、入所者、児童などが通過するのみで一定の時間滞在して利用することが想定されないものは該当しません。
5.補助額	502	事務室や調理室は共有スペースに該当しますか。	事務室や調理室は、入所者、児童などが利用することが想定されないため、共有スペースに該当しません。
5.補助額	503	トイレは共有スペースに該当しますか。	トイレは、通常、換気能力を備えているため、助成対象となりません。
5.補助額	504	食堂と他の共有スペースの間に壁がなく、1つの空間となっているのですが、部屋の数はいくつとして数えますか。	原則として、壁で囲まれた空間を1つの部屋として数えます。食堂との間に壁がないが、食堂と他の共有スペースの全体が壁で囲まれている場合は、「食堂と他の共有スペース」を1つの部屋として数えます。
5.補助額	505	食堂と廊下の壁がなく、1つの空間となっているのですが、食堂の面積はどのように計算しますか。	廊下は共有スペースに該当しないので、食堂として使用される部分の面積を計算してください。
5.補助額	506	支援金の額はいくらですか。申請上限額、下限額はありますか。	共有スペースの床面積に応じて上限を設定しています。 ・床面積が100㎡以上のもので 1室あたり300,000円 ・床面積が50㎡以上100㎡未満のもので 1室あたり200,000円 ・床面積が50㎡未満のもので 1室あたり100,000円 いずれも申請の下限額はありませぬ。
5.補助額	507	複数の部屋が扉やふすまで仕切られている場合、部屋の数はいくつとして数えますか。	扉やふすまを閉めて複数の部屋に分けて使用する場面がある場合は、別々の部屋として数えてください。

保育所等エアロゾル感染対策強化事業 Q&A

区分	No.	質問	回答
5.補助額	508	共有スペースが複数ある場合、補助上限はどうなりますか。 (例えば、100㎡の共有スペースが3部屋ある場合など)	それぞれの共有スペースについて、上限額まで補助します。100㎡の共有スペースが3部屋あったら、それぞれの部屋について、30万円まで補助します。
5.補助額	509	補助上限が30万円の部屋であれば、サーキュレータと空気清浄機の代金を足して30万円まで買ってよいのですか。	サーキュレータと空気清浄機の代金を足して30万円まで買うことができます。30万円を超える代金は自己負担となります。
5.補助額	510	部屋が複数ある場合、上限額を合算することはできますか。 例えば、多床室が2部屋あったら、10万円×2部屋＝20万円となるので、上限額を合算して20万円の機器を購入できますか。	部屋が複数ある場合でも、上限額を合算することはできません。上限額はあくまで部屋ごとに分けて考えます。 例えば、2部屋の多床室(部屋A、部屋B)がある施設で、20万円の機器を購入し、その機器を部屋Aに設置した場合、上限額はあくまで部屋Aの10万円。購入額20万円と上限額10万円の差額10万円は自己負担となります。なお、これとは別に、部屋Bに設置する機器について、上限額10万円までの補助を受けることは可能です。
5.補助額	511	補助対象となる部屋数に上限はありますか。	部屋数に上限はありません。施設内にある部屋で、多床室または共有スペースの定義にあてはまる部屋は、全て補助対象となります。
5.補助額	512	補助額に、施設ごと、あるいは法人ごとの上限はありますか	施設ごと、あるいは法人ごとの上限はありません。
6.申請手続	601	補助金の申請前に購入してもよいのでしょうか。	当補助金は、購入の実績をもって、領収書等を添付して申請していただく流れになりますので、先に購入していただく必要があります。
7.その他	602	国や県の補助金を一部受けている場合、残りを本事業で申請できますか。	申請可能です。ただし、国や地方自治体、他の行政機関等から補助金を受ける又は受けた事業について、当該申請分が補助金の対象とされていないことが必要です。なお、重複支給が発覚した場合は、支援金の返還及び加算金の支払いが必要になりますので、ご注意ください。また、他の補助金の要綱等によっては、別の補助金を受けることが一切認められていない場合もありますので、注意してください。